

V 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VI 短期借入金の限度額

40億円

VII 出資に係る不要財産の処分に関する計画

なし

VIII 前項以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、診療の質の向上、人材育成の充実などに充てる。

X 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額	財源
施設、医療機器等整備	総額 約5,140百万円	長期借入金、その他資本 収入等

2 積立金の使途

診療の質の向上、人材育成の充実などに充てる。

3 その他法人の業務運営に関し必要な事項

移行前の退職給付引当金の必要額3,014百万円のうち、777百万円を計上する。